

宮津市監査公表第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果及び措置状況について公表する。

令和7年3月31日

宮津市監査委員 尾崎 吉 晃

宮津市監査委員 久保 浩

## 令和6年度定期監査結果報告書

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の期間

令和6年11月20日から令和7年2月10日まで

### 3 監査の方法等

令和5年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、企画財政部、健康福祉部、建設部、会計課及び議会事務局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

### 4 監査における重点事項

- (1) 契約事務は適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (3) 滞納整理事務は適正に行われているか。

### 5 監査の意見及び結果

- (1) 意見 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、文書管理規程等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁過程によるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

- (2) 結果 「定期監査結果に対する措置状況」 のとおり

## ■令和6年度定期監査結果の概要

### 全般的事項

#### 1 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和5年度に執行された業務委託、指定管理、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地建物の貸付の状況は、次のとおりである。

#### 部局別事務事業の状況

部 局 等		事 務 事 業 の 件 数					合 計	
		業務委託	指定管理	工 事・ 修 繕	補助金・ 交付金	貸付金		土地建物 の貸付
市 長 部 局	企画財政部	36	2	4	43		1	86
	健康福祉部	82	3	2	16		23	126
	建設部	141		102	1			244
	会計課	1						1
小 計		260	5	108	60	0	24	457
議 会		2			5			7
合 計		262	5	108	65	0	24	464

#### 2 契約事務について

##### (1) 契約状況

##### ① 業務委託について

- 監査対象とした業務委託262件の契約方法は、指名競争入札 14件(5.3%)、随意契約248件(94.7%)で、その大部分が随意契約で執行されている。

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
指 名 競 争 入 札	14	5.3
随 意 契 約	248	94.7
計	262	100.0

- 契約金額別の件数は、次のとおりである。

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託	
	件数(件)	構成比 (%)
10万円以下	58	22.1
10万円超 50万円以下	87	33.2
50万円超 100万円以下	29	11.1
100万円超 500万円以下	60	22.9
500万円超 1,000万円以下	19	7.3
1,000万円超	9	3.4
計	262	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

- 指名競争入札14件の入札者数は次のとおりであった。
- 随意契約による248件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

契約区分		契約 件数	入札・見積者数			
			省略	1者	2者	3者以上
指名競争入札		14				14
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	128	17	84	11	16
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	109	24	84	1	
	第3号 福祉団体等との契約	4		4		
	第5号 緊急の必要により	3		2	1	
	第6号 競争入札に付することが不利	3		3		
	第8号 競争入札に付し入札者が不在	1		1		
小計		248	41	178	13	16
計		262	41	178	13	30

## ② 工事・修繕について

- 工事・修繕108件の契約方法は、指名競争入札34件(31.5%)、随意契約74件(68.5%)となっている。

区分	工事等	
	件数(件)	構成比(%)
指名競争入札	34	31.5
随意契約	74	68.5
計	108	100.0

- 契約金額別の件数は、次のとおりである。

契約金額の区分	工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	45	41.7
50万円超 130万円以下	19	17.6
130万円超 300万円以下	15	13.9
300万円超 1,000万円以下	10	9.2
1,000万円超 5,000万円以下	16	14.8
5,000万円超 1億5,000万円以下	3	2.8
計	108	100.0

- 指名競争入札34件の入札者数は、次のとおりであった。  
○ 随意契約26件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分ごとの見積者数は、次のとおりであった。

契約区分		契約 件数	入札・見積者数			
			省略	1者	2者	3者以上
指名競争入札		34				34
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	57		45	3	9
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	10		10		
	第5号 緊急の必要により	3		2	1	
	第6号 競争入札に付することが不利	3		3		
	第8号 競争入札に付し入札者が不在	1		1		
	小計		74		61	4
計		108		61	4	43

(定期監査結果に対する措置状況)

3 契約事務について

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

監査の結果	措置の内容 (回答)
<p>文書事務については、年度当初に原議書等の様式やその記載例が示され、令和4年度までは庶務担当係長会議や課長会議で説明、令和5年度は庁内通知されるなど適正な処理について徹底が図られているところであるが、次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れや記載誤り、決裁をはじめ合議や立会人等の押印漏れ</li><li>○ 契約書類において必要事項の記載漏れ、文言等の記載誤り、使用文言の不整合</li><li>○ 申請書類等の誤字や日付の誤りについて、訂正等がなされないままで受付処理</li></ul> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底、内部統制の更なる強化とともに、DXの推進による効率化も図りつつ、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を強く望むものである。</p>	<p>不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、グループウェア等のツールも活用しながら職場内で認識共有や決裁過程でのチェックを強化し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>文書事務の遂行に当たっては、職員一人一人が取り扱う媒体が紙・デジタルデータの別を問わず市民共通の情報資産であるという意識をもって事務遂行できるよう全職員向けの情報取り扱い研修等を通じて意識向上を図ってまいります。</p>

② 随意契約について

監査の結果	措置の内容 (回答)
<p>随意契約による契約は、業務委託が94.7% (248件) と大部分となっており、工事・修繕は68.5% (74件) である。さらに、業務委託の88.3% (219件)、工事・修繕の82.4% (61件) が一者随意契約で行われているが、随意契約の採用において、次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 予定価格が財務規則で定める金額を超えないものとして随意契約しているが、その金額を超えているもの</li><li>○ 「実績がある」という理由のみ、「安全性確保及び業務の円滑な遂行を図る」という一般論のみで一者随意契約が行われていたもの</li><li>○ 「緊急の必要」により随意契約としているが、緊急である具体的理由がないものや、緊急としながら起案日から契約日まで約1カ月の期間があるもの</li></ul> <p>随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されたい。特に一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の</p>	<p>随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底し、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>

経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査し、客観的に妥当だと判断できる具体的理由を付した上で運用されるよう要望する。

### ③ 契約関係事務について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>○ 契約書について、次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書の「委託業務の名称、内容等」欄及び「契約保証金」欄が記載されていないもの</li> <li>・業務委託契約書の第5条第1項で、業務完了報告書に添付する書類について、必要であるのに削除されているもの</li> <li>・総額の契約であるのに単価契約の基準契約書が使用され、条文と実態が合致していないもの</li> </ul> <p>○ 契約締結伺原議書及び契約書に貼付されている印紙について、税額の区分を誤っている事例（特に、記載金額に消費税額を含めない扱い）が見受けられた。</p> <p>○ 完了検査において、次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書及び業務仕様書に定める業務完了報告書の添付書類が提出されていないものや、要件を満たしていないもの</li> <li>・受注者からの履行確認書に業務仕様書に存在しない他施設の業務が混入されているにもかかわらず、検査合格の扱いとなっているもの</li> </ul> <p>契約関係事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。</p>	<p>○契約書</p> <p>契約要項の不記載がないよう、改めて不適切な事務処理の根絶に向け、職場内での意識共有を深めていきます。</p> <p>業務完了報告書に添付する書類等は、業務完了を証する重要な書面であり、今後、契約書上で、むやみに添付書類欄を削除しないよう、職場内での意識共有を深めていきます。</p> <p>業務の主旨に合致する基準契約書を用いるよう、職場内での意識共有を深めていきます。</p> <p>○収入印紙</p> <p>契約内容に基づく文書の種類と契約金額（消費税額を含めない額）に基づく印紙税額を十分に確認するよう、職場内での意識共有を深めていきます。</p> <p>○完了検査</p> <p>業務完了報告書に添付する書類等は、業務完了を証する重要な書面であることから、完了検査に当たっては、書類の不備等がないよう十分に確認し、また、受注者から提出された履行確認書と業務仕様書を照合確認するよう、職場内での意識共有を深めていきます。</p>

## 4 補助金・交付金について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>65件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部において次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績報告書に領収書又は確認記録あるいは団体の監査報告書が添付されていないもの</li> <li>○ 補助対象経費に食費や次年度繰越金など不適切な経</li> </ul>	<p>補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹</p>

<p>費が算入されているもの</p> <p>補助金等交付事務に関しても全庁的に通知がなされているが、今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>底し、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>
--	---

## 5 滞納整理について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和3年度に滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられており、評価できる。</p> <p>令和6年度においては、使用料等担当職員の研修会参加及び概要報告の実施、本部事務局の訴訟手続きと訴訟事務研修の受講、債権ごとの収納事務の課題整理、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実につながっており、今後においても大きな期待を寄せているところである。</p> <p>また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。</p> <p>今後も引き続き充実した取組の展開を期待するとともに、債権管理条例の早期制定などについても研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。</p>	<p>適正な債権の管理・回収を実施できるよう、今年度について滞納対策本部会議を中心に課題を洗い出し、滞納処分、訴訟手続きへしっかり移行できる土台づくりを行ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、債権管理の基本理念である「税等の公平な負担の履行」を促し、滞納分だけでなく現年度分もしっかり徴収を行える取組を進めていきます。その上で、費用対効果の観点からも、債権放棄が妥当などと市民から理解が得られるような債権管理条例の制定に向けた研究を行って参ります。</p>